

鹿児島大学大学院連合農学研究科教授会規則  
及び代議委員会規則の運用に関する申合せ

平成 16 年 4 月 1 日 研究科長裁定  
平成 17 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 19 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 21 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 24 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 27 年 4 月 1 日 一部改正

1. 研究科教授会の開催は、9月と2月の年2回とする。
2. 研究科教授会規則第2条第5号に規定する委員は、主指導教員の資格を有する者の中から選出する。
3. 前項に規定する委員は、原則として、構成大学別に次のとおりとし、この委員を選出する連合講座の割当てについては、その都度代議委員会で行うものとする。
  - (1) 佐賀大学農学部 3名
  - (2) 鹿児島大学農学部 3名
  - (3) 鹿児島大学水産学部 2名
  - (4) 琉球大学農学部 3名
4. 前項の規定により、各構成大学に割当てられた連合講座からの委員の選出方法については、当該構成大学が定めるところによる。
5. 代議委員会の開催は、月1回（8月を除く）とし、鹿児島大学大学院連合農学研究科での開催を基本とするが、佐賀大学、琉球大学及び鹿児島大学水産学部でも各々1回開催するものとする。
6. 11月に行われる代議委員会は、一般セミナーの日程に併せて開催する。
7. 代議委員会は、代議委員会規則第5条に規定するもののほか、各構成大学からそれぞれ1名以上の委員の出席がなければ開催することができないものとする。
8. 代議委員会の決定事項は、速やかに連合農学研究科教員に伝達するものとする。
9. 研究指導を委託する客員教員は、研究科教授会規則第4条5号、第7号、第9号、第10号に掲げる審議事項にのみ加わるものとする。
10. 民間との共同研究をする場合の受け入れ可否を決定する委員会を代議委員会とする。  
また、受託研究についても、必要があると認めた場合も、同委員会で決定する。